



平成29年台風18号により被災された方を対象とした **無料税務相談会** 開催のお知らせ

平成29年台風18号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この度の台風により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、確定申告等において雑損控除をはじめとした所得税（住民税）の軽減等の措置を受けられる場合があります。

南九州税理士会（臼杵支部）では、所得税（住民税）の軽減等の手続を希望される方を対象とした、事前の個別相談による雑損控除の計算書等の作成会を下記のとおり開催します。

日時 平成30年2月3日（土）、4日（日）

【午前】 9:00～12:00（受付は11:00まで）

【午後】 13:00～16:00（受付は15:30まで）

場所 津久見市役所・大会議室

（津久見市宮本町20番15号）

確定申告の前にお気軽にご相談ください

台風18号で、自宅が被災しました。所得税はどうなりますか？



台風18号でもらった見舞金や保険金は、課税対象になりますか？



台風でケガをした時に払った医療費は、所得控除の対象になりますか？



※ 当作成会では、雑損控除計算書の作成を中心とした事前の相談会ですので、確定申告期（平成30年2月16日～3月15日）に、所得税の確定申告書又は住民税申告書を提出する必要がありますので、ご注意ください。



あなたの暮らしのそばにいる

南九州税理士会

【連絡先】 臼杵支部・支部長 川野雄一税理士事務所（電話：0972-62-3814）

必要書類については、裏面をご覧ください。



